

平成21年5月18日

## 日アセアン包括的経済連携（AJCEP）協定の効力の発生に関する タイの通告について

日アセアン包括的経済連携（AJCEP）協定は、平成21年6月1日（月）にタイとの間においても効力が発生します。

本協定の利用に際しては、いくつか御留意いただくべき事項もあります。入手した情報につきましては、  
対外経済政策総合サイトに掲載しておりますので、こちらをご参照下さい。

対外経済政策総合サイト 「日アセアン包括的経済連携協定」:

[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/html2/2-torikumi3-asean.html](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/html2/2-torikumi3-asean.html)

1. 日アセアン包括的経済連携協定（AJCEP）について、4月30日（木）に、タイがこの協定を発生させるための通告を実施しました。この通告により、本協定は、平成21年6月1日（月）に、タイとの間においても効力が発生することとなります。
2. AJCEP協定とは、アセアン全体（10カ国）と日本との経済連携の強化を目的とした日本初の多国間経済連携協定（EPA）のことです。なお、この協定は、これまでに、我が国、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマー、ブルネイ及びマレーシアの間で既に効力が発生しています。
3. AJCEP協定に関しましては、以下の対外経済政策総合サイトの「日アセアン包括的経済連携協定」のページに概要、御留意いただくべき事項を掲載しております。こちらをご参照ください。

対外経済政策総合サイト「日アセアン包括的経済連携協定」:

[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/html2/2-torikumi3-asean.html](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/html2/2-torikumi3-asean.html)

(参考)

日アセアン包括的経済連携協定の効力を発生させるための同様の通告を今後行うアセアン構成国については、この協定の規定に従い、当該国が通告を行った日の属する月の後2番目の月の初日に効力が発生することになります。

(本発表資料のお問い合わせ先)

通商政策局 経済連携課長 三田紀之

担当者：松原

電 話：03-3501-1511 (内線2981)

03-3501-1700 (直通)